

令和4年度 南北海道定住自立圏共生ビジョン懇談会
意見照会（書面開催）結果

1 期間 令和4年9月21日（水）～10月6日（木）

2 結果

(1) 第2次南北海道定住自立圏共生ビジョン第4回変更（案）について
各委員からのご意見等およびこれらに対する事務局の回答は、次のとおりです。

意見等	回答
<p>① P28 の「留学生等受入体制の整備」の「サポート体制の整備」とは、具体的にどのような内容なのか。</p>	<p>① 国際交流団体等が主催する事業への支援として、広報紙や HP 等への掲載などを行っています。</p> <p>また、留学生を含めた在住外国人（技能実習生も含みます。）向けに生活情報の提供や外国人相談窓口の設置などの生活支援のほか、日本語教室の開催、市民との交流、日本文化体験等の事業を実施することで、留学生等の受入をしやすい環境を整備しています。</p>
<p>② P28 の「圏域における国際化の推進」については、留学生等の受入体制の整備と外国人観光客誘客だけとなっているが、地域に受け入れられている技能実習生や特定技能外国人についての記載がない。</p> <p>技能実習生等は、地域産業を支える欠くことのできない存在であり、数年間地域で生活しているため地域の国際化にも貢献できる可能性があるため、何らかの形で項目建てる必要があるのではないか。</p>	<p>② 「留学生等の受入体制の整備」については、元々、「留学生」のみを対象としていましたが、留学生以外の外国人の増加が見込まれたことから、「留学生等」と記載を変更し、技能実習生や特定技能外国人を含め様々な在留資格の方に対する受入体制を整備していくことを目指しています。</p> <p>外国人住民に対する受入体制については、以前からご意見をいただいておりますが、今回のご意見を含め、受入体制の整備として適切な事業名や指標など検討していく必要があると考えていますが、これらの検討には時間を要しますので、現ビジョンの最終年となる令和5年度（2023年度）に総括したうえで、来年度予定している次期ビジョンの策定に向け検討してまいりたいと考えています。</p>

<p>③ P9 アの本文 4 行目「約 15 万 8 千人の減少」のあとにパーセンテージも入れると、2 行目の 6.5%と同様に、よりイメージしやすいのではないか。</p>	<p>③ ご意見のとおり、「約 15 万 8 千人の減少（△35.8%）」に修正します。</p>
<p>④ P16 「夜間急病センターの運営支援」が大幅に減少している理由は何か。</p>	<p>④ 当該センターは指定管理者が運営していますが、令和 2 年度・3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により指定管理者の収入が減少したため、市から収支補てん金を支払ったことで大幅な増となったものです。</p>
<p>⑤ P28 在留資格「留学」の数を KPI として設定し、増加を目指す場合、市内の高等教育機関との連携や日本語学校の誘致などが必要になると思うが、どのように考えているか。</p>	<p>⑤ 当該事業は、留学生だけでなく、技能実習生や特定技能外国人など在外外国人全てについて受入体制を整備するというものです。</p> <p>現状では、KPI を在留資格等の区分が「留学」の人数としていますが、次期ビジョンの策定にあたっては、受入体制の整備として適切な事業名や KPI など改めて検討してまいりたいと考えています。</p>

(2) 第三次ビジョンに向けた提言

次のとおりご意見がありました。

<p>① 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面で包括的かつ継続的な医療と介護が提供できることを目指し、函館市から函館市医師会が委託を受け、平成 29 年 4 月に「函館市医師会医療・介護連携支援センター」を立ち上げた。その中で多くの業種から多くの課題や宿題が出され、ひとつひとつ丁寧にクリアをしてきた結果、全国的にも誇れる仕組みやシステムを構築しつつある。</p> <p>また、そこからの発展的な形で令和 3 年 7 月に北斗市・七飯町と函館市医師会が「ほくと・ななえ医療・介護連携支援センター」を設立し、函館市で構築した仕組みやルールを踏襲しながら関係者や住民に対して様々な連携やサポートを行っている。</p> <p>この度の新型コロナウイルス感染症の蔓延により、二次医療圏～三次医療圏の医療体制を確保するにあたり、市や町を超えた共通認識やルールが必要であることを痛感した。また、それは医療と介護の間にも同じことが言える。</p> <p>それらのことから、各自治体におかれては、実効性のある「医療・介護連携支援センター」広域連携の推進と委託契約について改めて前向きな検討をしていただきたいと考える。</p>

② 現在、世界保健機関（WHO）や日本を含めた世界各国の政府、保健医療政策を管轄する行政機関において「日常的・継続的な医療・介護に依存しない健康寿命の延伸が結果として医療費や介護費の削減に結び付く」として、平均寿命における健康寿命の割合を高めることを重要な政策目標にしている。

その政策の一環として「函館市医師会看護・リハビリテーション学院」を開学し、医療従事者の確保・養成「事業名：理学療法士および作業療法士の養成支援」等に支えられながら、令和5年3月より毎年作業療法士40名、理学療法士40名の卒業生を地域に輩出する運びになった。

同学院設立の準備段階で道南の自治体を回った際に、多くの自治体から「地域にリハビリ職が不在である。不足している。」等々の声を伺った。

今後は、国の政策目標や健康経営推進、同学院設立時の目標にも掲げたように「理学療法士および作業療法士の養成支援」をさらに発展させ、地域への理学療法士・作業療法士のマンパワー派遣や他業界・団体との連携強化にシフトして行く段階にきたと考える。具体的には、

- リハビリテーションが必要とされる地域（医療機関）へのスタッフ派遣

- 各地域でのリハビリテーション拠点やサテライトの立ち上げ

- それらに関連する施設基準等の緩和

- 新しい分野へのリハビリ進出とそれらに伴う連携やサポート体制の構築

- ・教育機関やスポーツ団体・他業界（観光・農業・漁業等）との連携
- ・高齢者・障がい者（児）への様々な支援

などである。

各自治体におかれては、これらを推進するにあたり、拠点の設置や委託を含めた費用負担などを前向きに検討していただきたいと考える。